

日本法育学会規約 The Legal Mind Education Of Japan

(目的)

第 1 条 本会は、我が国における法育の必要性にかんがみ、研究会を開催するとともに、模擬裁判などを通して、主体的・論理的思考力の育成を図り、もって、一人一人が大切にされる社会の形成に資することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本会の名称は、「日本法育学会」The Legal Mind Education Of Japan と称する。

(意義)

第 3 条 法育とは、法の理念や考え方を通して、社会の在り方を考え、自立した市民を育むための方策を考え実践する教育である。

(所在地)

第 4 条 本会の事務局を、千葉県我孫子市久寺家 451 中央学院大学法学部大久保輝研究室に置く。

(事業)

第 5 条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。
1、 法育に関する研究
2、 本会が関わる模擬裁判への協力・指導
3、 法育を普及するための事業
4、 法育に関する教材の開発
5、 研究紀要『日本法育研究』の発行
6、 その他、本会の目的を達成するために必要と思われる事項

(会員)

第 6 条 本会の目的に賛同し、理事会で認められた者は会員になることができる。会員は会費を納入する義務がある。
①一般会員は、研究会、勉強会、施設参観などに参加することができる。
②本会の趣旨を理解し支援する者を、特別会員、または、贊助会員とする。
③本会は、教育的観点から、学生会員を認める。学生会員は、18 歳以上の者とする。学生会員は、一般会員と同様の活動ができる。
④18 歳未満で入会を希望する者は、保護者の承諾書を必要とする。

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- 1、顧問
- 2、名誉理事
- 3、理事長
- 4、理事
- 5、会計
- 6、監事

(役員の任務)

第 8 条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1、顧問は、本会のオブザーバーとして、運営内容についてアドバイスをする。
- 2、理事長は、本会を総理して代表し、運営にあたる。
- 3、理事は、率先して法育の普及に努める。
- 4、会計は、本会の金銭出納を行う。
- 5、監事は、会計の監査を行う。

(部会)

第 9 条 本会の組織は、以下のとおりである。

理事長を中心に、理事、事務局、教育研究部を置く。教育研究部は部会を持つ。それぞれの部会に長を置く。部会は、①教育部会②研究部会③出版部会の3部会である。
なお、会員は部会の枠に縛られることなく、自由に研究を進めることができる。

(会費)

第 10 条 1、本会の運営費にあてるため、会費を徴収する。

一般会員の年会費	5 千円
特別会員の年会費	1 万円
賛助会員の年会費	3 千円
学生会員の年会費	2 千円

2、研究会では、そのつど、資料代を申し受ける。

(入会規定)

第 11 条 本会への入会を希望する者は、理事長又は理事の1人以上の推薦があり、理事会で入会を承認された場合に認められる。

(研究紀要)

第 12 条 本会は、以下の要綱に従って、研究紀要を発行する。

- 1、研究紀要の名称は、『日本法育研究』と称する。
- 2、研究紀要は、年1回発行する。
- 3、研究紀要の編集は、出版部と理事が中心となって編集委員会を構成し、これを行う。

4、投稿の権利は、会員のみが有する。ただし、会員外でも、編集委員会が特に認めた者はこの限りではない。

5、投稿論文は、編集委員会において査読を行う。

6、その他、研究紀要発行のための細則については、編集委員会において定める。

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(謝金)

第 14 条 謝金を受け取った場合は、交通費を除く金額を運営費その他に充当する。運営費とは、通信費、HP ドメイン使用料、会場費、印刷代、出版費などを指す。

(行事)

第 15 条 行事とは、シンポジウム、講演会、研究大会などを指す。行事を行った場合、参加者から資料代を徴収し、会の運営費に充当する。

(規約改正)

第 16 条 本会規約は、理事会の 3 分の 2 以上の賛成をもって改正することができる。

附則 第 1 条 本会規約は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

第 2 条 本会の役員ならびに顧問は、次の会員とする。

【役員】

顧問 小川 哲生

名誉理事 木谷 明

名誉理事 押田 茂實

名誉理事 三井 誠

理事長 平野 節子

理事 上野 幸彦

理事 紺野 秀樹

理事 斎藤 康輝

理事 澤田 康広

理事 清水 洋雄

理事 杉山 和之

理事 関 正晴

理事 中村 雄一

理事 長瀬 二三男

理事 野村 和彦

理事 林 和彦
理事 原田 久直
理事 船山 泰範
理事 古川 元晴
監事 鈴木 行広

【事務局】

運営 原田 久直
連絡 大久保 輝
会計 三浦 恵
監査 鈴木 行広

【教育研究】

教育部長 平野 節子
研究部長 船山 泰範
出版部長 杉山 和之

変更及び削除

- ・平成 28 年 1 月改正：第 2 条（名称）「日本法育研究会」から「日本法育学会」に変更。
- ・平成 29 年 4 月改正：第 7 条（役員）の変更。
- ・平成 29 年 11 月：第 4 条（所在地）、第 7 条（役員）、第 8 条（役員の任務）の変更。
- ・平成 31 年 4 月：第 1 条(目的)「法育の普及」から「主体的・論理的思考力の育成」に変更。
- ・平成 31 年 4 月：第 8 条（役員の任務） 3、法育の普及を追加。